

水道水質検査における妥当性評価ガイドラインの作成について

1. 背景及び目的

水道水の水質検査については、水質基準項目については検査方法告示により、水質管理目標設定項目については水道課長通知により、標準検査法が定められているが、要検討項目や対象農薬リストに掲載されていない農薬類の標準検査法を従来の方法で早急に定めることは容易ではなく、水道水源で検出される蓋然性が高い農薬類等であってもそれらのすべてをカバーすることは事実上困難な状況にある。また、標準検査法が定められていない項目については、得られた検査結果の信頼性が十分でなく、これらの結果の活用に限界がある。

また、標準検査法には、同等以上の機器等の使用を認める記述がなされているが、同等以上の判断は個々の検査機関に委ねられており、検査方法告示等に記述されていない方法が、標準検査法と同等以上の科学的な根拠に基づいた検査結果であることを示す判断基準が必要である。

水道水質検査におけるこれらの課題に対処するため、先行している食品中の残留農薬試験法の考え方に習い、水道分野においても水道水質検査における妥当性評価ガイドラインを作成し、妥当性評価ガイドライン作成後は、同ガイドラインに基づく検査結果を公式な検査結果として認めることができる仕組みを導入する。

さらに、妥当性評価ガイドラインを適用した標準検査法以外の検査方法による検査を促すことによって、ある一定以上の信頼性が確保された検出データの収集を可能とするとともに、妥当性評価ガイドラインによって妥当性が評価された検査方法にかかる知見を用いて、標準検査法設定を迅速化するものである。

2. 検討事項

- ・食品との相違点、変更を加えるべき事項及び内容
- ・農薬類の検出限界値（目標値の 1/100）を確保できない場合の取扱い
- ・妥当性評価の実施体制

3. 作成スケジュール

平成 24 年

- | | |
|------|-----------------|
| 2月下旬 | 妥当性評価ガイドライン原案作成 |
| 3～5月 | 原案検討 |
| 6月頃 | 水道水質検査法検討会審議 |
| 7月頃 | 妥当性評価ガイドライン通知 |